

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告されたスポーツ文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

令和3年1 2月定例会

観光スポーツ文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、体験型観光コンテンツによる誘客促進についてであります。

このことについて一部の委員から、県内の体験型観光コンテンツをどのようにアピールし、地域活性化につなげていくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、アウトドア志向等の高まりを受け、県公式観光サイト「いよ観ネット」内に、本県が有するアクティビティの魅力を発信する特集ページ「愛媛スゴ体験」を10月末に開設した。

具体的には、とべもりのジップラインや石鎚登山、しまなみ海道サイクリング、滑床溪谷キャニオニング等の動画を10本掲載するほか、各市町が推薦する105件のアクティビティを、家族向けなどのカテゴリ別に表示して、わかりやすく紹介している。

現在、県民向けにデジタル広告を配信して特集ページへの誘導を図っており、今後、近隣県にエリアを拡大し、テレビCM等のメディアを活用して、本県への誘客促進に努めていきたい旨の答弁がありました。

第2点は、ヤングケアラーへの支援についてであります。

このことについて一部の委員から、福祉機関等との連携や、生徒等の実態調査に基づく支援が必要と考えるが対応方針はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、この問題は家庭内のデリケートな問題で潜在化しやすいことから、課題を抱えた子供を見逃すことがないように、全ての教職員に向けたリーフレットの作成・配布や、生徒指導主事研修会等での特別講習に取り組んでいる。また、学校現場では、アンケート等を定期的実施し、家族のケア等を含む家庭での困り事を広範に拾い上げ、プライバシーに十分配慮しながら実態把握に努めている。

今後、関係部局と連携し、学校や関係機関を対象に、認知度や該当ケースの有無、対応状況等の調査を実施し、結果を踏まえて支援策等を検討することと

しており、引き続き、早期発見や支援強化に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第3点は、銃刀法改正に伴うクロスボウの所持許可制度新設についてであります。

このことについて一部の委員から、法改正に至った背景と、クロスボウ所持者への対応はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県内でクロスボウによる犯罪の発生はないが、昨年、全国で、殺人や殺人未遂等の凶悪事件が相次いで発生したことなどをを受けて銃刀法が改正され、所持許可制が導入されたものである。

今回の法改正により、クロスボウ所持者は、施行日から6か月の経過措置期間に許可を受けるか、適法に所持することができる人に譲り渡すか、廃棄するかのをいずれかを選ばなければ不法所持となる。

県警では、法改正の内容はもとより、クロスボウ所持者が許可申請や廃棄等を適切に行えるよう、ホームページやポスター、SNS等で積極的に広報啓発活動を行い、周知を図っている旨の答弁がありました。

このほか、

- ・愛媛人物博物館の活用
- ・県内プロスポーツへの支援
- ・特別支援学校における機器等の整備
- ・学校現場における生理用品の配布状況
- ・白バイ隊員の殉職・受傷事故防止対策
- ・特殊詐欺の現状と対策

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。